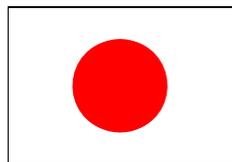


日ペルー経済連携協定 原産地規則の概要



平成24年 2月
財務省関税局業務課

目次

I.	ペルー特惠税率適用のための条件-序論-	3
II.	原産地認定のための税関手続	
1.	通関上の注意点	7
2.	原産地証明に係る留意事項	18
3.	運送要件証明書	28
III.	原産地基準	
	どのような産品が日ペルー経済連携協定上の 原産品となるか。	31

(注) 本資料において協定の条文を引用している箇所がありますが、一部簡略化して記載したのものもあることにご留意願います。正確な条文については、P. 46に記載したウェブサイトをご参照下さい。

I. ペルー特恵税率適用のための条件 —序論—

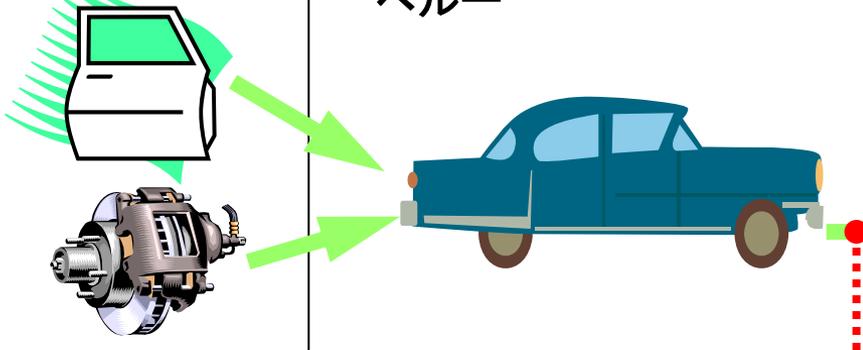
どのような条件が揃えば日ペルー経済連携協定に基づく特恵税率（ペルー特恵税率）が適用されるか。

I. ペルー特惠税率適用のための条件

- ① ペルーから輸入される製品に関して、譲許表においてペルー特惠税率が設定されていること

この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)

他の国



- ③ 日本への運送の途上でペルーの「原産品」という資格を失っていないこと (=ペルー特惠原産地規則上の積送基準を満たしていること)

日本

- ② 生産された貨物が、ペルーの「原産品」とであると認められること (=ペルー特惠原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

- ④ 税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること (=ペルー特惠原産地規則上の**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出すること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

I. ペルー特恵税率適用のための条件

— 序論 —

どのような条件がそろえばペルー特恵税率が適用されるか。

- ① ペルー特恵税率が設定されている
- ② 原産地基準を満たす
- ③ 積送基準を満たす
- ④ ②及び③を満たしていることを税関に証明する

以上、4点を**すべて**満たさなければならない。

II. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 一般特惠税率とペルー特惠税率の関係
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- (3) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(概要)
- (4) 原産地証明の税関への提出に係る留意点
- (5) 一般特惠(GSP)の明らか物品であったものに対する扱い
- (6) 協定発効後に原産地証明が提出できない場合の対応

2. 原産地証明に係る留意事項

- (1) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(詳細)
- (2) 原産地証明書に係る留意事項
- (3) 原産地申告に係る留意事項

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

II. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 一般特惠税率とペルー特惠税率の関係
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- (3) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(概要)
- (4) 原産地証明の税関への提出に係る留意点
- (5) 一般特惠(GSP)の明らか物品であったものに対する扱い
- (6) 協定発効後に原産地証明が提出できない場合の対応

2. 原産地証明に係る留意事項

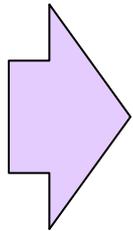
- (1) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(詳細)
- (2) 原産地証明書に係る留意事項
- (3) 原産地申告に係る留意事項

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

(1) 一般特恵税率とペルー特恵税率の関係

日ペルー経済連携協定は、2012年3月1日に発効。



ペルー特恵税率 ≤ 一般特恵税率で
ある品目は、協定発効後は

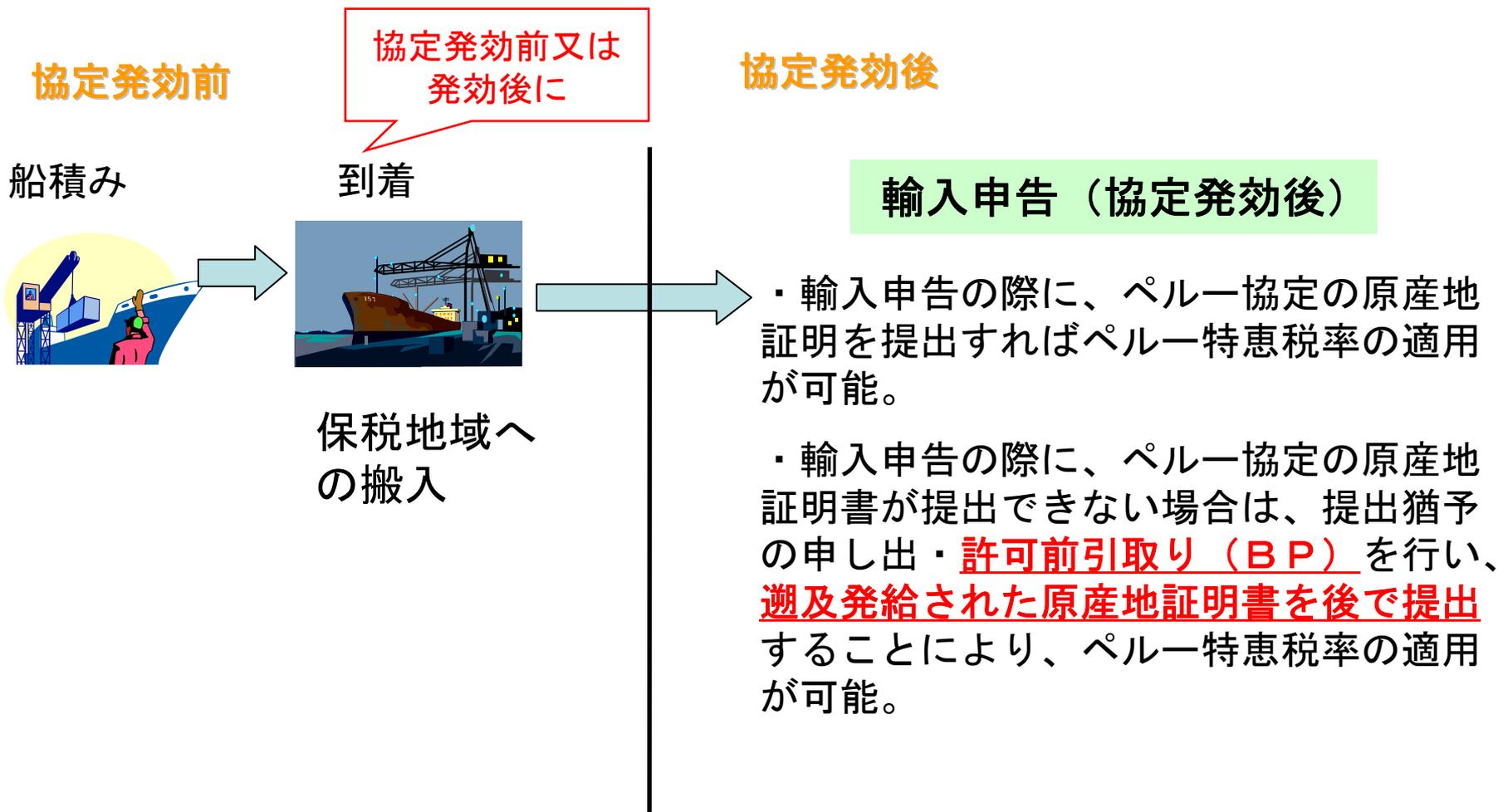
一般特恵の適用対象から除外

(一般特恵税率は使えません！！)

以下のスライドでは、「日ペルー経済連携協定」を、「ペルー協定」と言います。

(2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー①

◎ペルー特惠税率が新たに適用される品目について



(2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い (ペルー協定関連条文)

第五十五条 遡及して発給される原産地証明書

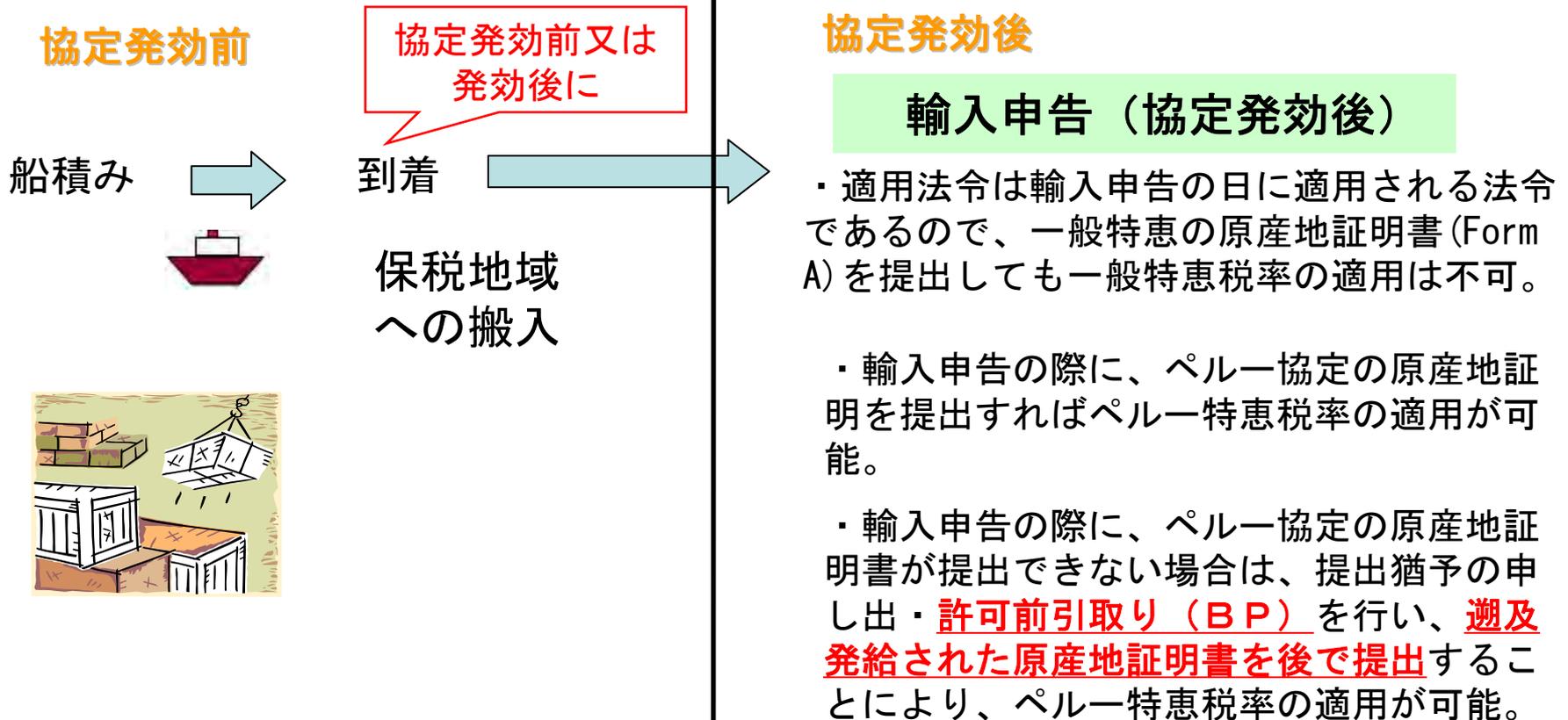
- 1 次のいずれかの場合には、例外的に原産地証明書を製品の船積みの後に発給することができる。
 - (a) 誤り若しくは意図的でない不作為又は例外的な状況により、船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合
 - (b) 原産地証明書は発給されたものの、輸入の際に技術的な理由により受理されなかったことにつき、輸出締約国の権限のある当局が満足するような説明がなされた場合
- 2 1の規定により発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の第九欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」との文言を記載するものとする。

第七十二条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

この協定は、この章の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であり、又は税関当局の監督下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告が、当該産品が第五十二条に規定する積送基準を満たすことを示す第六十条に規定する文書とともに、この協定の効力発生の日の後四箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

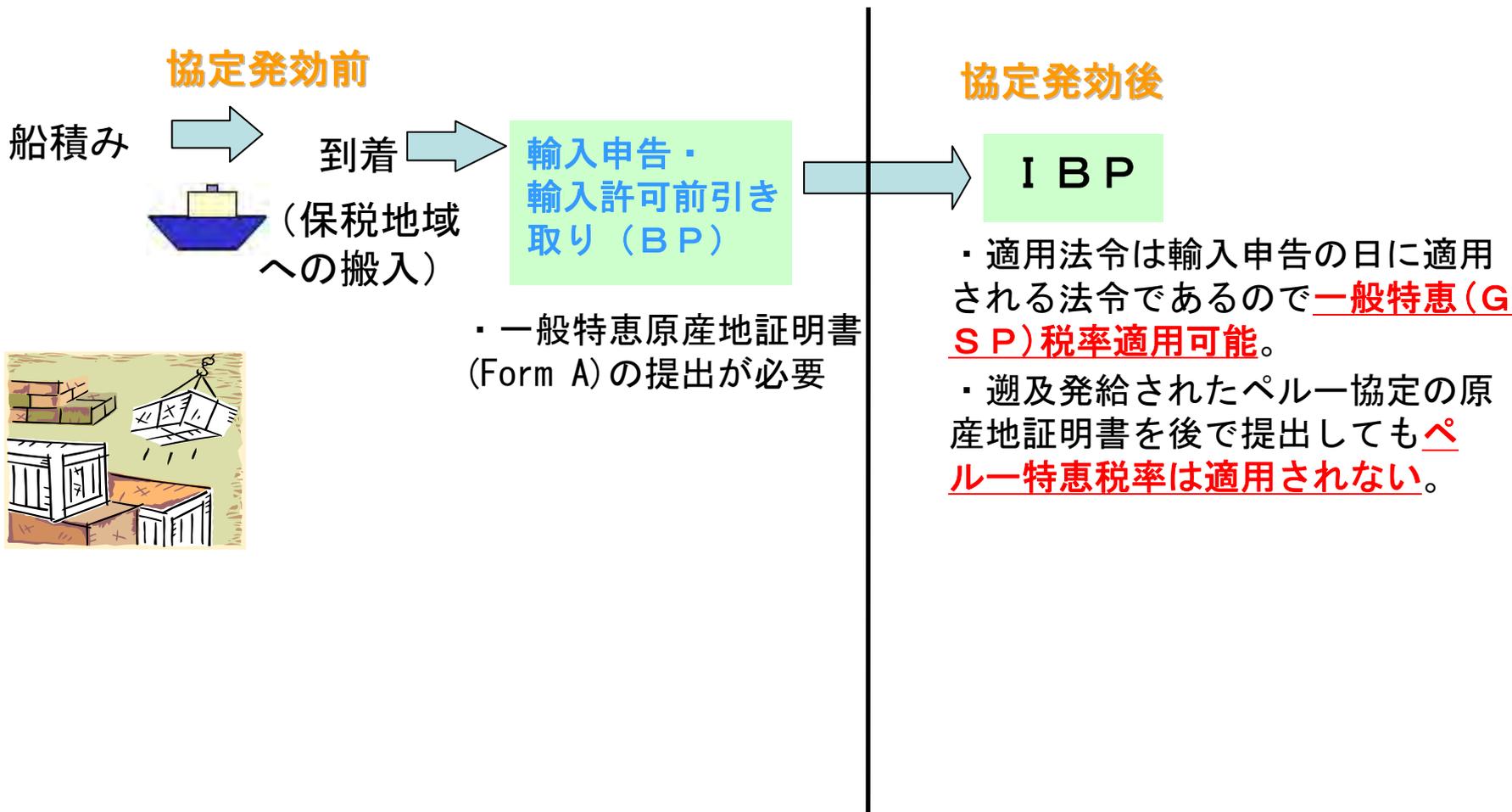
(2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー②-1

◎ペルー特惠税率が新たに適用され、それと同時に一般特惠(GSP)税率適用除外となる品目について（協定発効後にペルー特惠税率を適用）



(2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー②-2

◎ペルー特惠税率が新たに適用され、それと同時に一般特惠(GSP)税率適用除外となる品目について（協定発効前に一般特惠適用）



(3)ペルー協定での原産地証明制度(概要)

ペルー協定では、次のいずれかの文書を原産地証明とする(協定第53条)。

1. 原産地証明書(協定第54条～第56条)

2. 認定輸出者による原産地申告

(協定第57条、第58条)

→上の2種類の原産地証明を関税関係法令では「締約国原産地証明書」と呼ぶ。

(4) 原産地証明書の税関への提出に係る留意点

- ・ 原産品であることを証明するための原産地証明書の提出義務。

(協定第61条第1項、関税法第68条第2項、
関税法施行令第61条第1項第2号イ)

- ・ 以下の場合には、提出を要しない。

(協定第60条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)

- 課税価額の総額が1,500USドル又は輸入国が規定するこれより高い額を超えない貨物
- 輸入国が義務を免除する貨物

別途定めるもの
(指定なし)

20万円と規定
(関税法施行令第61条第1
項第2号イ)

(5) 一般特惠 (GSP) の明らか物品であったものに対する扱い

一般特惠 (GSP) では、「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品) については、原産地証明書 (Form A) の提出が免除されている。

→ **ペルー特惠税率 ≤ 一般特惠税率である場合**、一般特惠税率は使えないので、一般特惠 (GSP) の明らか物品であった物品でも、ペルー協定で定められた**原産地証明書が必要**になる。

参考：ペルー協定発効前後の原産地証明書の提出免除の取扱い

◎ペルー特惠税率が新たに適用される品目について

協定発効前（～2/29）

課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合には、提出不要。

GSPでの明らか物品

原産地証明書（Form A）は提出が免除。

GSPでの明らか物品以外

原産地証明書（Form A）の提出が必要。

協定発効後（3/1～）

課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合には、提出不要。

すべての物品

ペルー協定の原産地証明書の提出が必要。

(6) 協定発効後に原産地証明書が提出できない場合の対応

協定は発効したものの、諸般の事情で、ペルー協定の原産地証明書が提出できない場合

→ペルー協定の原産地証明書の提出猶予の申し出のうえ、輸入許可前引取り（BP：担保の提供が必要）を行い、遡及発給された原産地証明書を後で提出することにより、ペルー協定特恵税率の適用が可能。

→事後審査扱いによる提出猶予は認められない。

Ⅱ. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 一般特惠税率とペルー特惠税率の関係
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- (3) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(概要)
- (4) 原産地証明の税関への提出に係る留意点
- (5) 一般特惠(GSP)の明らか物品であったものに対する扱い
- (6) 協定発効後に原産地証明が提出できない場合の対応

2. 原産地証明に係る留意事項

- (1) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(詳細)
- (2) 原産地証明書に係る留意事項
- (3) 原産地申告に係る留意事項

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

(1) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(詳細)

ペルー協定では、次のいずれかの文書を原産地証明とする(協定第53条)。

1. 原産地証明書(協定第54条～第56条)

原産地証明書(様式は協定附属書4)を原産地を証明する書類として用いる。

2. 認定輸出者による原産地申告(協定第57条、第58条)

認定輸出者が作成した原産地申告(申告文は協定附属書4)を原産地を証明する書類として用いる(スイス協定で導入した原産地申告(認定輸出者自己証明制度)と同じ制度)。

(1)日ペルー—経済連携協定での原産地証明制度(詳細)

協定第53条 (原産地証明) の規定により、

1. Exporter's Name, Address and Country:	Certification No.	Page number /	
2. Producer's Name, Address and Country:	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATES OF ORIGIN Issued in		
3. Importer's Name, Address and Country:			
4. Transport details (means and route) (as far as known): Date of Shipment: Name and No. of Vessel/Flight: Port of loading: Port of discharge:			
5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits)			
9. Remarks:			
10. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate; - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: Signature of authorised signatory: Name (printed):	11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent authority or certification body: Stamp: Place and Date: Name (printed) and Signature:		

か

仕入書 (*)

.....
.....
.....

「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (製品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.

(場所及び日付**)”」

(*) 納品書その他の商業上の文書も認められる。(ただし、関係する製品について特定できるよう十分詳細に記述されたものであることが必要)

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

原産地証明書

(協定第54条に規定) (附属書4の様式)

原産地申告

(協定第57条に規定) (附属書4の申告文)

のいずれかにより原産品であることを証明する。

(2) 原産地証明書に係る留意事項

- ・ **HS番号の表記**：HS2007に従う（協定附属書3（品目別規則））
- ・ **発給機関**：通商観光省又はその後継機関（協定第38条(b)）
- ・ **記入言語**：英語（協定第54条第3項）
- ・ **提出時期**：輸入申告時。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予。（協定第61条第1項）（関税法施行令第61条第4項）
- ・ **有効期間**：発給の日から1年間（協定第62条第1項）
（関税法施行令第61条第5項）
- ・ **対象となる輸入**：1回限り（協定第62条第1項）
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能。（協定第65条）

原産地証明書記載事項① 第1欄—第8欄

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所及び国名	Certification No.		Page number /
2. Producer's Name, Address and Country: 生産者の名称、住所及び国名	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN		
3. Importer's Name, Address and Country: 輸入者の名称、住所及び国名	Issued in		
4. Transport details (means and route) (as far as known): Date of Shipment: Name and No. of Vessel/Flight Port of loading: Port of discharge: 輸送の手段の詳細 (手段及び経路) (知る限りにおいて)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2以上の生産者の製品が含まれる場合には、第5欄に記載する製品との関連を特定した他の生産者の名簿 (名称及び住所を含む) を添付。 ● 輸出者又は生産者がこの情報を秘密とすることを希望する場合には、“AVAILABLE TO THE RELEVANT AUTHORITY UPON REQUEST”と記載。 ● 生産者と輸出者が同一である場合には、“SAME”と記載。 		
5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits) 品目番号 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、品名並びにHS番号 (6桁)	6. Origin criterion 原産地基準 次のいずれか1つを必ず記入。 (a); 完全生産品 (協定第39条 (a)) (b); 原産材料のみから生産される製品 (協定第39条 (b))、 (c); 実質的変更基準を満たす製品 (協定第39条 (c))	7. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measures (liters, m3, etc) 重量、数量、その他の数量値	8. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付

「遡及発給」の場合、第4欄に船積日を記載。

HS 2007年版、6桁

- 品目別規則に具体的な品名が記載されているものについては、当該具体的な品名を記入。
(例えば、第3類の注釈、第2202.90号の規則)
- 製品が梱包されていない場合は、“IN BULK”と記載。

原則として日本への輸入に用いられるインボイス (第三国インボイスを含む) の番号・日付。ただし、第三国インボイスの番号・日付が不明の場合には、輸出者が発給するインボイスの番号・日付。

原産地証明書記載事項② 第9欄—第11欄

- 《原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合》
- 原産地証明書の発給時に第三国発行インボイス番号が判明している場合
「当該製品のインボイスが第三国で発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。
 - 原産地証明書の発給時に第三国発行インボイス番号が不明の場合

9. Remarks: 「輸入締約国への輸入のため当該製品に対し別のインボイスが第三国で発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。

- 原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局により、“ISSUED RETROSPECTIVELY”と記入される。
- 紛失等の理由により原産地証明書が再発給される場合には、第9欄に“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER ____ DATED ____”を記入。

10. Declaration by the exporter:
I, the undersigned, declare that:
- the above details and statement are true and accurate;
- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;
- the country of origin of the good(s) described above is _____

Place and Date: _____

Signature of authorized signatory: _____
輸出者(又は代理人)による記入。
・署名(自筆又は電子的印刷)

Name (printed): _____

11. Certification
It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.

Competent authority or certification body: _____

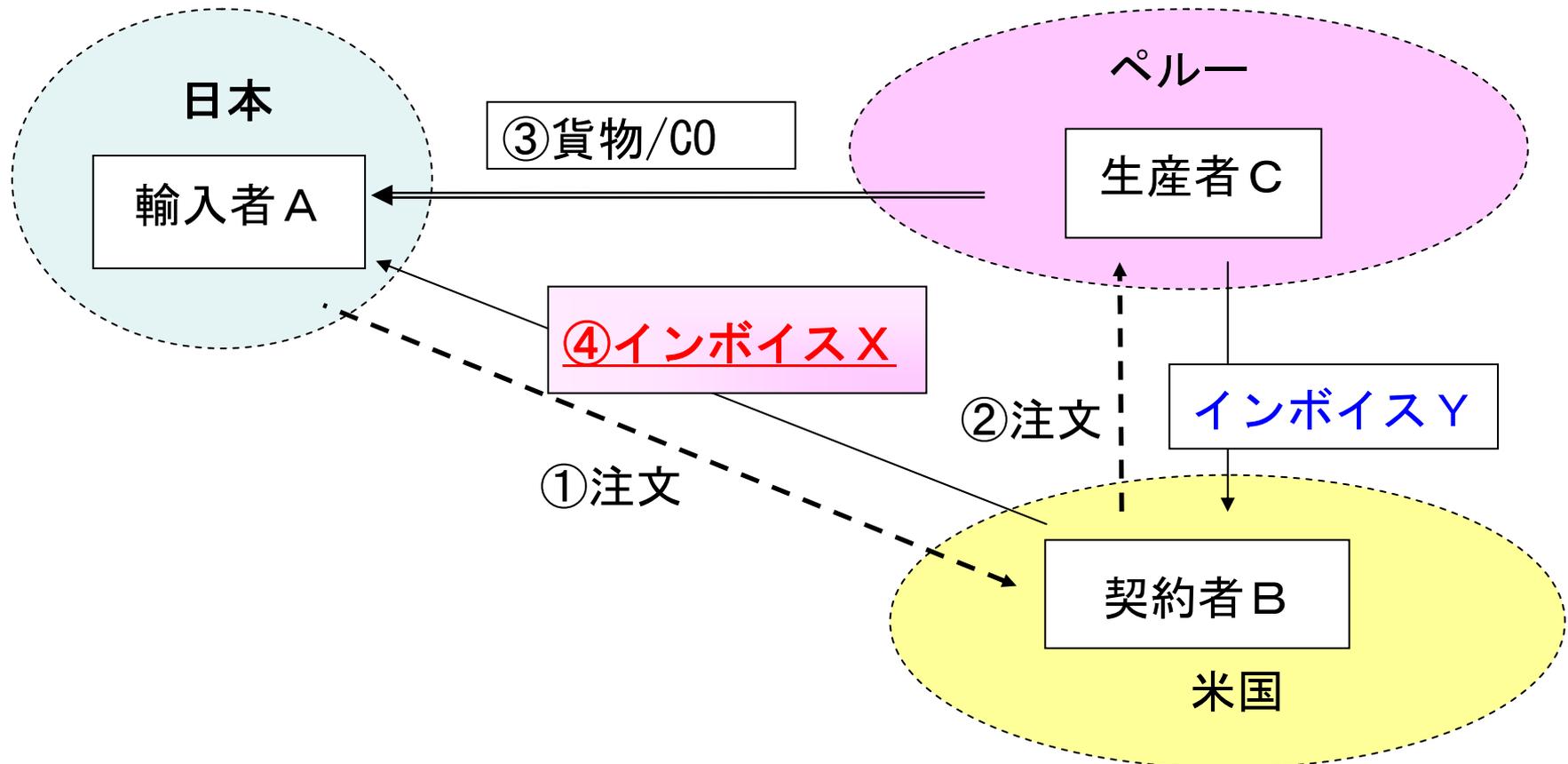
Stamp: _____

Place and Date: _____

Name (printed) and Signature: _____
輸出締約国の権限のある当局又は発給機関による記入。
・日付(原則として船積みの時まで⇒それより後の発給を遡及発給として扱う。)
・押印(電子的印刷でも可)
・署名(自署又は電子的印刷)

原産地証明書第8欄及び第9欄： インボイスが第三国で発行される場合①

第8欄に記入されるべきインボイス番号は、原則として (次ページ参照) 日本への輸入に用いられる「インボイスX」の番号。



原産地証明書第8欄及び第9欄： インボイスが第三国で発行される場合②

○ 第三国で発行されるインボイスの番号が**判明している**とき

(米国)

(インボイスX)

- 第8欄：第三国で発行されるインボイスの番号及び日付を記載
- 第9欄：「**当該製品のインボイスが第三国で発行される**」旨及び当該インボイスの発行者の名称及び住所を記載

(インボイスX)

(契約者B)

○ 第三国で発行されるインボイスの番号が**不明**のとき

(ペルー)

(インボイスY)

- 第8欄：輸出国において発行されるインボイスの番号及び日付を記載

(米国)

- 第9欄：「**当該製品に対し別のインボイスが第三国で発行される**」旨及び
— 当該インボイスの発行者の名称及び住所を記載

(インボイスX) (契約者B)

税関は、これらの取引関係を証明する書類の提出を要請。

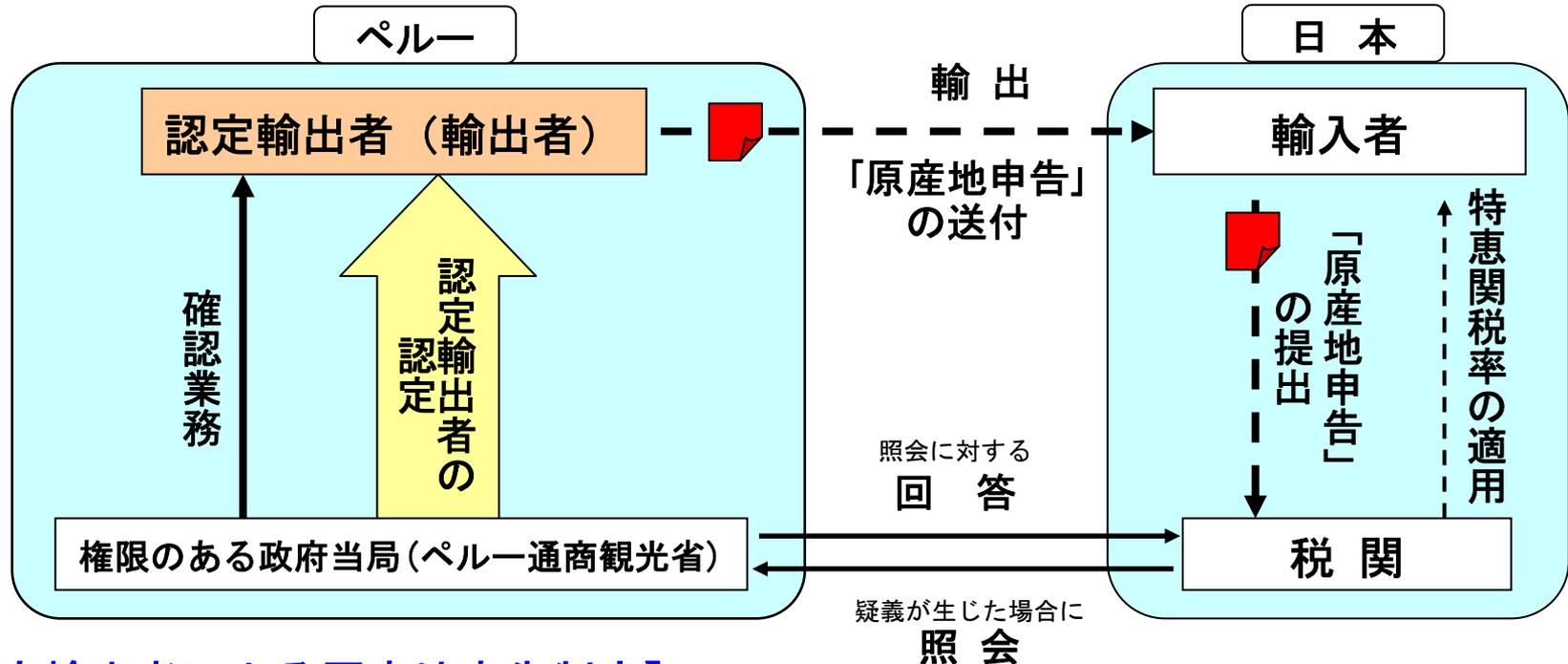
(カッコ書きは前ページの例におけるもの)

(3) 原産地申告に係る留意事項

- ・ **HS番号の表記**：規定なし（HS番号の記載は必要ない。）
- ・ **原産地申告の作成者**：認定輸出者のみ（協定第58条）
- ・ **記入言語**：英語（協定第57条第5項）
- ・ **提出時期**：輸入申告時。
ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、
許可前引取りを行う場合には、提出を猶予。
（協定第61条第1項）（関税法施行令第61条第4項）
- ・ **有効期間**：作成された日（注）から1年間
（協定第57条第5項）（協定第62条第1項）（関税法施行令第61条第5項）
- ・ **対象となる輸入**：1回限り（協定第62条第1項）
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能。（協定第65条）

注：商業上の文書に日付が含まれる場合は省略可。

参考：認定輸出者による原産地申告制度の概要



【認定輸出者による原産地申告制度】

輸出締約国の原産地証明書発給当局から一定の基準を満たしているとして予め認定を受けた輸出者(認定輸出者)が、自ら作成したインボイス等の商業上の書類に輸出貨物が原産品である旨の申告文を記入した上で、当該インボイス等を輸入国税関に提出することにより、EPA上の特恵待遇を得ることを可能とするもの。

- ・ 第三者証明制度と認定輸出者による原産地申告制度のいずれを利用するかは、輸出者が選択可能。
- ・ この結果、締約国の輸出者にとって原産品の証明方式の選択肢が増えるとともに、原産地証明にかかる費用や時間が削減され、輸出手続が円滑となり、貿易が促進されることが期待される。
- ・ 認定輸出者の認定を行う当局・・・ペルー側：ペルー通商観光省、日本側：経済産業省。

II. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 一般特惠税率とペルー特惠税率の関係
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- (3) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(概要)
- (4) 原産地証明の税関への提出に係る留意点
- (5) 一般特惠(GSP)の明らか物品であったものに対する扱い
- (6) 協定発効後に原産地証明が提出できない場合の対応

2. 原産地証明に係る留意事項

- (1) 日ペルー経済連携協定での原産地証明制度(詳細)
- (2) 原産地証明書に係る留意事項
- (3) 原産地申告に係る留意事項

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

3. 運送要件証明書 積送基準（協定第52条）

締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

- (a) 第三国を通過することなく輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること。
- (b) 経由、積替え又は倉庫への一時蔵置のために一又は二以上の第三国を通過して輸出締約国から輸入締約国へ輸送されること。ただし、次の条件を満たすこと。
 - (i) 当該原産品について積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が行われていないこと。
 - (ii) 当該原産品が第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていること。

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類 (協定第60条第3項(a)(日本の場合))

・ 第三国を通過して輸入される場合

- 通し船荷証券の写し
- 第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

課税価格の総額が20万円以下の
貨物については提出を免除 ※

※関税法施行令第61条第1項第2号ロ

積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類
※

Ⅲ. 原産地基準

—ペルー協定における原産品とは—

- (1) 日ペルー経済連携協定の構造
- (2) 「ペルー特惠原産地規則」とは
- (3) 原産地基準
- (4) 完全生産品
- (5) 実質的変更基準を満たす産品
- (6) 累積
- (7) 僅少の非原産材料
- (8) 原産資格を与えることとならない作業
- (9) 日ペルー経済連携協定に係る留意点

(1) 日ペルー—経済連携協定の構造

日ペルー—経済連携協定

協定本体

第21条 関税の撤廃又は引下げ

第21条第2項

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、**他方の締約国の原産品**について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

譲許表において、ペルー特恵税率を設定

附属書1 第二十一条の規定に関する表
※一般的には「譲許表」と呼ばれている

第3章 原産地規則

【第38条—第72条】

附属書3 品目別規則

附属書4 原産地証明

附属書5～10

(2) 「ペルー特恵原産地規則」とは？

日ペルー経済連携協定

協定本体

第21条 関税の撤廃又は引下げ

附属書 1 譲許表

これらをまとめて、「ペルー特恵原産地規則」と呼ぶ。

第3章 原産地規則
 (他方の締約国の原産品であるか否かを判断するための規則)
 【第38条—第72条】

附属書 3 品目別規則

附属書 4 原産地証明

Operational Procedures

- ・日ペルー経済連携協定・運用上の手続規則 (注)
- ・関税法第68条第2項
- ・関税法施行令第61条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項
- ・関税法基本通達68-5-0~68-5-22

(注) 運用上の手続規則については、日ペルー経済連携協定が効力を生ずる日に採択される。

(3) 原産地基準

協定第39条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(完全生産品)
原産地証明書の
第6欄に (a) と
記入。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（次のスライド）に定めるもの

(原産材料のみ
から生産される
産品)
原産地証明書の
第6欄に (b)
と記入。

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書三に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの

(実質的変更基準
を満たす産品)
原産地証明書の
第6欄に (c)
と記入。

(4) 完全生産品（協定第39条(a)、第40条）

	項 目 (例 示)
(a)	生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（家畜等）
(b)	当該締約国において生きている動物から得られる産品（卵、牛乳、羊毛等）
(c)	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう（当該締約国の基線内で行われるものに限る。）又は捕獲により得られる産品（捕獲された野生動物等）
(d)	当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果物、野菜、切花等）
(e)	当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）（原油、石炭、岩塩等）
(f)	当該締約国の船舶により、海から得られる水産物その他の産品（公海、排他的経済水域で捕獲した魚等）
(g)	当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品（工船上で製造した魚の干物等）
(h)	当該締約国の外の海底又はその下から抽出され、又は得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。（大陸棚から採掘した原油等）
(i)	次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず。ただし、当該廃品及びくずが原材料の回収にのみ適するものであることを条件とする。 (i) 当該締約国における製造又は加工作業 (ii) 当該締約国において収集される中古の産品 （木くず、金属の削りくず等）
(j)	当該締約国において(a)から(i)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品（(a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等）

(5) 実質的変更基準を満たす産品

(協定第39条(c)、附属書3(品目別規則))

- 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書3に定める品目別規則(関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則) を満たすもの。

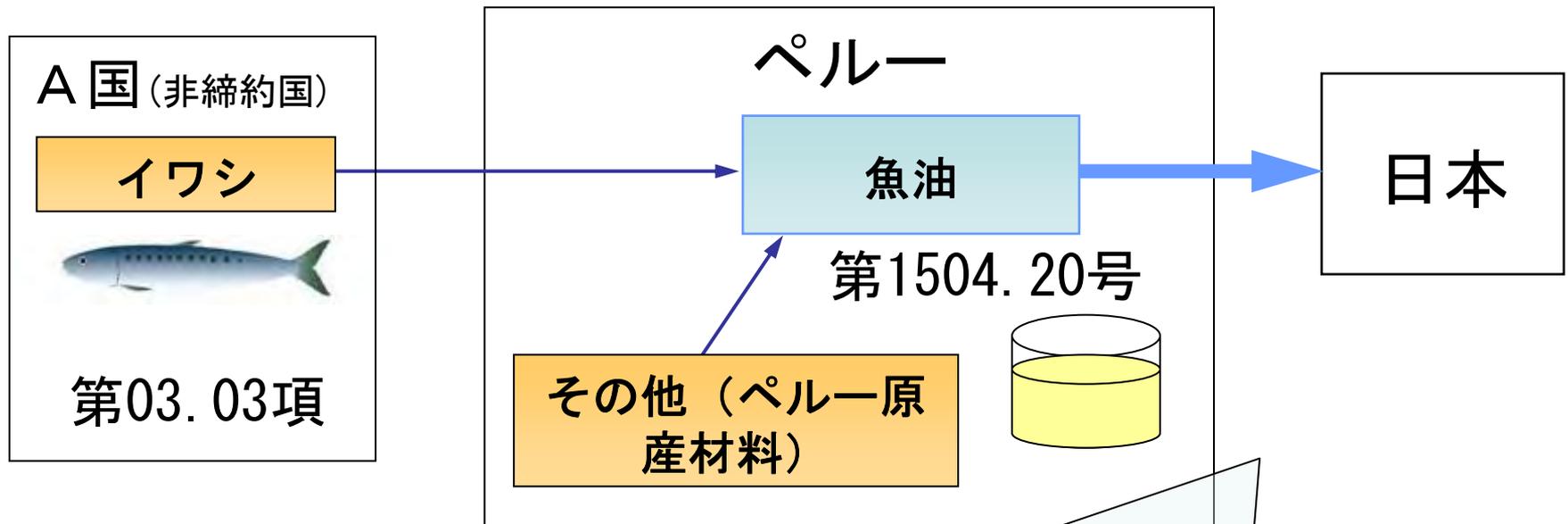
(参考) 品目別規則に用いられる実質的変更基準

- ・ **関税分類変更基準**
 - 非原産材料の関税分類番号と、産品の関税分類番号とが異なることとなる変更が行われていること
- ・ **加工工程基準**
 - 非原産材料に特定の加工工程が施されること
- ・ **付加価値基準**
 - 付加された価値が条件を満たしていること

関税分類変更基準

非原産材料の関税分類番号と、製品の関税分類番号とが異なることとなる変更が行われていること

第1504.20号：他の類の材料からの変更



最終製品である第1504.20号の関税分類変更基準は、「他の類の材料からの変更」となっており、非原産材料であるイワシは他の類の材料であることから、(この事例の場合)ペルーの原産品と認められる。

加工工程基準

非原産材料に特定の加工工程が施されること

軽油 第2710.11号

号の変更、付加価値（原産資格割合）40%以上又は、
締約国において常圧蒸留工程若しくは減圧蒸留工程を経ること。

注釈 第27.10項の適用上、

- (a) 「常圧蒸留工程」とは、蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するものをいう。
- (b) 「減圧蒸留工程」とは、常圧より低い気圧で行われる蒸留工程（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）をいう。

ダイオード 第8541.10号

号の変更、付加価値（原産資格割合）50%以上又は、
締約国において拡散工程を経ること。

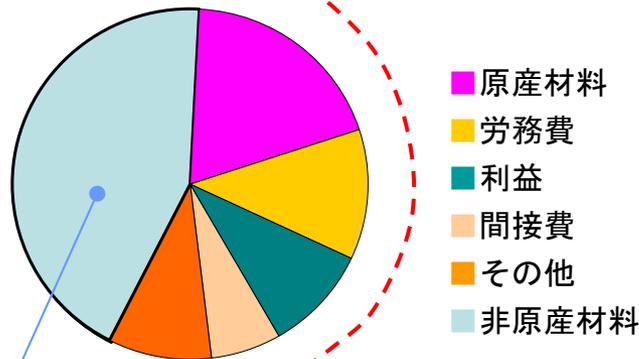
注釈 この類の規定の適用上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう。

付加価値基準（控除方式）

（協定第41条：原産資格割合）

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。

円グラフ全体
が製品の価額



この部分が「付加される価値」

この部分が「非原産材料価額」

付加される価値と製品の価額とを比較して判断

（具体的には）
製品の価額と非原産材料価額とを比較する

$$\frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額 (VNM)}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \geq X\%$$

Value of non-originating materials

原産資格割合 (QVC) と呼ばれ、
百分率で表される。

非原産材料価額 = 製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額 (協定第41条第1項)

(6) 累積 ① (協定第43条)

ペルー協定では、以下の2種類の累積の概念を採用した。

○モノの累積

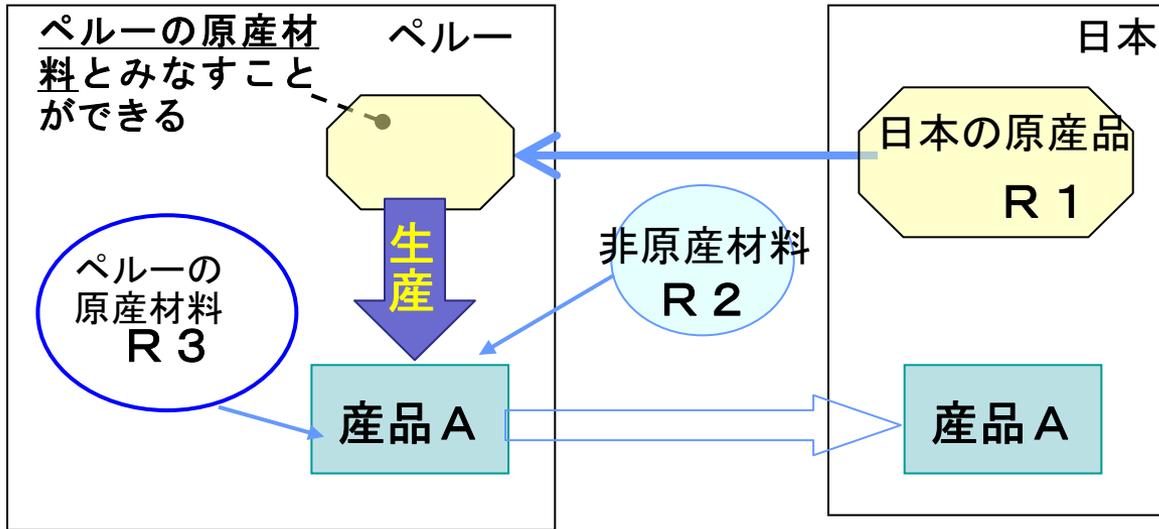
→一方の締約国の原産品を、他方の締約国の原産材料とみなすことができるとする概念。シンガポール協定を除くアジア各国とのEPAで採用した。

○生産行為の累積

→一方の締約国において行われた生産を他方の締約国において行われた生産とみなすことができるとする概念。シンガポール協定、メキシコ協定で採用した。

生産行為の累積とモノの累積の併用により、利用者の選択肢が広がる（産品の原産性が広がる可能性がある）。

(6) 累積② (モノの累積) (協定第43条(a))



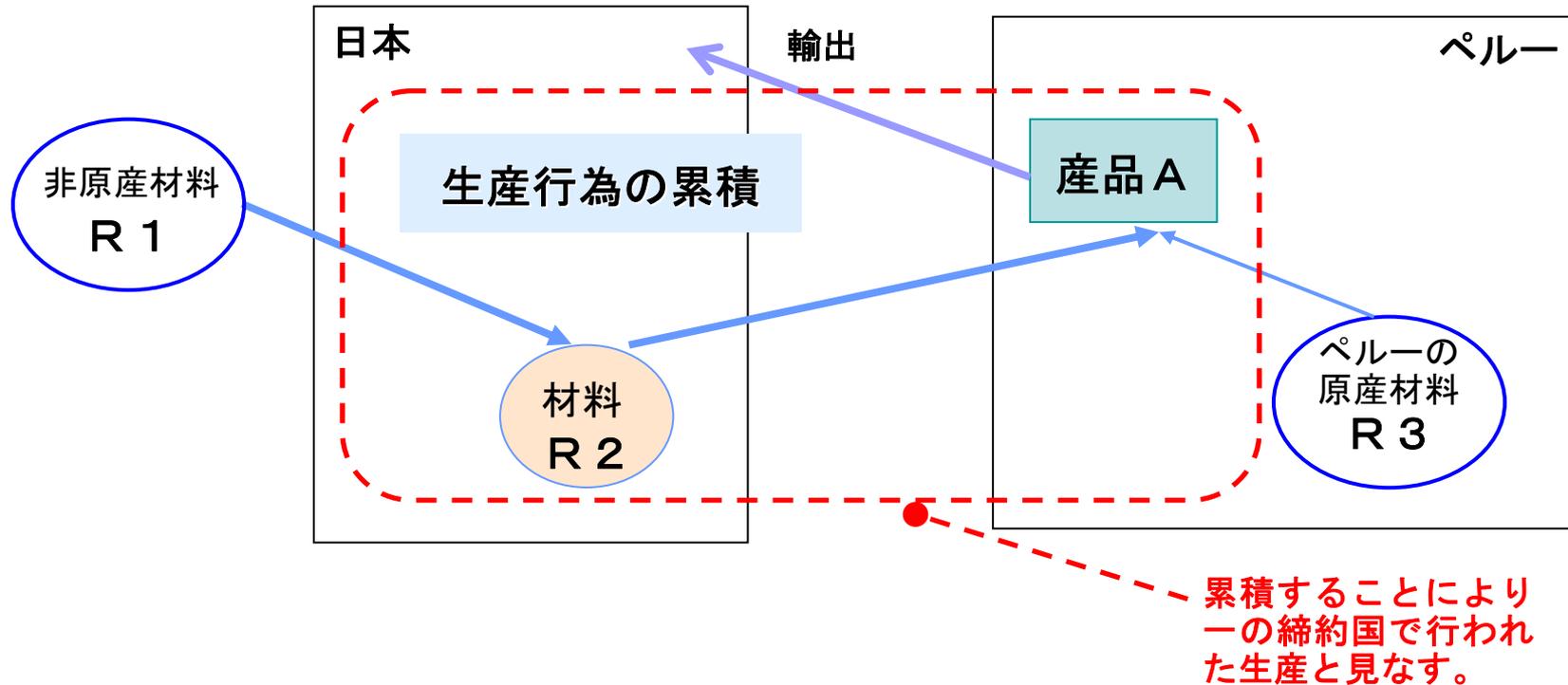
日本の原産品 R 1（ペルー非原産品）をペルーに輸出し、それを、ペルーにおいて製品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R 1 は、ペルーの原産材料とみなすことができる。

一見すると、一般特惠 (GSP) における自国関与基準と同じように見えるが

※一般特惠 (GSP) における自国関与基準との違い

- ・一般特惠の自国関与では、日本から**輸出された**物品であればよい。
→ペルー特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の**原産品**であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。
→ペルー特惠原産地規則においてはANNEXは**不要**。
- ・一般特惠の自国関与では適用除外品目を指定している。
→ペルー特惠原産地規則における累積では**適用除外品目の指定はない**。

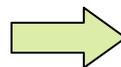
(6) 累積③ (生産行為の累積) (協定第43条 (b))



ペルー協定第43条 (b)

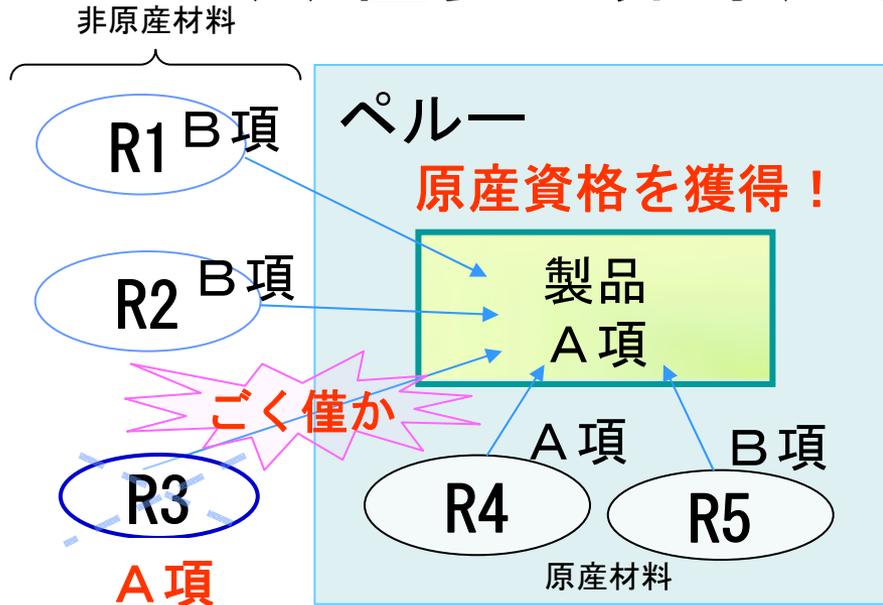
上図の例で
読み替えると

他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすことができる。



他方の締約国(=日本)において行われた生産(=R2の生産)を一方の締約国(=ペルー)において行われた生産とみなすことができる。

(7) 僅少の非原産材料 (協定第44条)



協定第44条

1. 附属書三に定める関税分類の変更に関する要件を満たさない製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすことを条件とする。

協定第44条第1項(a)～(c) (僅少の非原産材料の規定が適用される場合)

品目別規則を満たさない非原産材料について、

○ 第1類、第4類～第15類、第17類～第24類：

当該製品のFOB価額の10%以下、かつ、当該非原産材料が製品と異なる号に掲げられる場合に限る。

○ 第25類～第49類、第64類～第97類：当該製品のFOB価額の10%以下

○ 第50類～第63類：当該製品の総重量の10%以下

○ その他：適用なし

(8) 原産資格を与えることとならない作業 (協定第42条)

- 1 産品は、次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてではない。
 - (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業
 - (b) 改装及び仕分
 - (c) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の包装作業（小売用のこん包、開こん及び再こん包作業を含む。）
 - (d) 組み立てられたものを分解する作業
 - (e) HS通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成要素の収集
 - (f) 物品を単にセットにする作業
 - (g) 上記の作業の組合せ
- 2 1の規定は、附属書3に定める品目別規則に優先する。

(9)日ペルー経済連携協定に係る留意点

原産地規則に関して、これまでの我が国の経済連携協定と比較して、以下の点について留意が必要。

1. 認定輸出者による自己証明制度を採用。（スイス協定と同様の規定）
2. すべてのHS 6桁に品目別規則を設けている（「一般ルール」の規定がない。）。
3. 累積については、「モノの累積」に加えて、「生産行為の累積」の規定あり。産品の原産性が広がる可能性がある。
4. 原産地証明書に、生産者欄あり。

ご不明の点があれば・・・

- 日ペルー経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_ba_j.pdf

附属書 1 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_x01_j.pdf

附属書 3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_x03_j.pdf

附属書 4 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_x04_j.pdf

実施取極 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_ia_j.pdf

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

了